平成２３年（フ）第８１号
大阪府羽曳野市島泉４丁目４番29号、住民票上の住所京都府木津川市木津川台７丁目20番地15
債務者　澤西設備こと　澤西　正明
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
大阪府富田林市錦織南２丁目６番21号
債務者　奥野　和明
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
沖縄県南城市佐敷字津波古129番地ミレニアムみやぎ103号
債務者　町田　旨規
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３５号
大分県中津市大字高瀬460番地１
債務者　荒巻　敏和
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神本　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
横浜市港北区篠原町1005番地19　朝日パリオ新横浜302
債務者　峰島　辰雄
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７号
岐阜県羽島郡岐南町野中１丁目141　コスモハイツ102号室、住民票上の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄字上河原13番地３
債務者　今枝　靖夫
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４８０号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋９丁目30番地　レオパレスノエル206号室
債務者　井田嘉津樹
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３７号
岐阜県関市肥田瀬2193番地１
債務者　イージーシステムこと　庄司　哲郎
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３８号
岐阜県関市肥田瀬2193番地１
債務者　庄司　弘惠
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８０１号
岐阜市南蝉２丁目50番地　八幡マンションＢ号棟201号室
債務者　幾田　譲次
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１号
愛知県犬山市大字犬山字東古券333番地　小林ビル803
債務者　黒川　清澄
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４９９号
神戸市北区青葉台21番15号
債務者　島　　光雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４号
神戸市東灘区魚崎西町２丁目１番20―313号
債務者　鈴木　　恵（旧姓北田・松本）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９号
神戸市長田区宮川町５丁目４番10号　ハイツ宮川401号、従前の住所神戸市長田区一番町３丁目１番地
債務者　酒井美奈子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６号
神戸市東灘区魚崎西町４丁目12―10―404、住民票上の住所神戸市須磨区古川町２丁目１番３―21210号
債務者　植田　文雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６９号
兵庫県西宮市神園町４番１号
債務者　漣　　幸恵（旧姓上中）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目11番23号　第一睦荘204号
債務者　麻田　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係